

食のプレミアム商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、食のプレミアム商品開発支援事業（以下「本事業」という。）により、新たな人材を雇用するなどして、国内外市場のニーズに対応した新商品開発や販路開拓など、食の付加価値向上等に向けた取組を行う食品関連事業者で、第3条に定める要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び食のプレミアム商品開発支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品関連事業者 既に県内で業を営む事業者のうち、次に掲げる業種のいずれかに該当する者をいう。ただし、次に掲げる業種以外の事業者で、従たる業務として食品加工を行う者も含む。
 - ア 食料品製造業（日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示第405号)中分類番号09)
 - イ 飲料・たばこ・飼料製造業（日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示第405号)中分類番号10)
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (4) 補助対象経費 補助金交付の対象となる経費をいう。
- (5) 専属人材 本事業に専属で従事する人材をいう。
- (6) 代替人材 専属人材に在職者を充てる場合の当該在職者と同数以上の新たな人材（新規雇用者（定期採用，退職者補充を除く。）又は(7)で定める正社員以外の者から正社員雇用される内部人材）をいう。
- (7) 正社員 以下の要件をすべて満たす労働者とする。
 - ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
 - イ 派遣労働者でないこと。
 - ウ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
 - エ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。
- (8) 受託者 実施要領第4条第1項の委託に係る受託者をいう。
- (9) 事業終了日 食のプレミアム商品開発支援事業の委託業務終了日

(支援を行う食品関連事業者の要件等)

第3条 支援を行う食品関連事業者に該当する要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条にかかる食品関連事業者で、食品加工に係る業を営む事業者であること。
- (2) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (3) 本事業を的確に遂行する能力を有する事業者（現金出納簿等の会計関係帳簿書類や労

働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿書類の整備や保管を適正に行うとともに、要請があった際に実地検査等を受け入れること。) であること。

- (4) 労働保険料を滞納している事業者でないこと（申込日の属する年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと。）
- (5) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は申込日後、支援を決定する日までの間に不正受給をした事業者でないこと。
- (6) 申込日の前日から過去1年間に労働関係法令の重大かつ悪質な違反を行った事業者でないこと。
- (7) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (8) 申込日又は支援を決定する日の時点で倒産している事業者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (10) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の下記規定に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (12) 県税の滞納がないこと。
- (13) 本事業の実施期間中において、事業者都合の人員削減を行わないこと。
- (14) 本社又は事業所（生産機能を有する工場）が鹿児島県内に所在すること。

（事業実施の要件）

第4条 本事業の実施に当たっては、専属人材を新規で雇用し、又は在職者を充てるものと

- する。ただし、正社員の在職者を専属人材とする場合は、代替人材を立てるものとする。
- 2 専属人材及び代替人材は正社員とする。
 - 3 専属人材及び代替人材は、事業開始日以降、県内居住とする。
 - 4 専属人材及び代替人材を新規で雇用する場合の募集方法は、可能な限り一般公募によるものとする。
 - 5 本事業にかかる標準事業費は、5,400千円とする。
 - 6 本事業にかかる人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れ等に係る給与、諸手当、社会保険料、旅費等の経費）以外の事業経費は、事業費全体の50パーセントまでとする。
 - 7 本事業の実施期間は、事業計画毎に1年以内とする。

（補助金の対象事業、対象経費及び補助割合）

第5条 本事業では、食品関連事業者が専属人材を活用して行う次の各号に掲げる事業に要する経費の一部を補助するものとする。ただし、海外での活動に係る経費は除く。

- (1) 専門家等の招へい
 - (2) 商品の開発・改良
 - (3) マーケティング・調査
 - (4) 商談会への出展等、販路開拓・販路拡大
 - (5) その他食の付加価値向上の取組と認められる事業
- 2 補助対象経費は、本事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、他の制度等により補助を受けている経費は対象としない。
- 3 補助金の補助割合は別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする食品関連事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 企業等（申込者）概要説明書（第1号様式別紙1）
 - (2) 事業計画書（第1号様式別紙2）
 - (3) 収支予算書（第1号様式別紙3）
 - (4) 役員名簿
 - (5) 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
 - (6) 県税の納税証明書（県税の未納がないことの証明）
 - (7) 労災・雇用保険料納入証明書（労災・雇用保険料の滞納がないことの証明）
 - (8) 給与規程、旅費規程等の写し
 - (9) 過去2期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容がわかる書類）
 - (10) 事業概要説明図
 - (11) 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し
 - (12) 必要に応じて経費積算の根拠書類（見積書、カタログ等）
 - (13) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする食品関連事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係

る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

- 2 規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たり、前条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更事由が生じたときは、規則第7条第1項の規定により、計画変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の配分等を著しく変更しようとするとき。
- (3) 前2号の著しく変更しようとする場合とは、次に定める場合とする。
 - ア 補助目的及び補助事業の能率に影響を及ぼす原材料等の数量、規格の変更、その他補助事業の大幅な変更をする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分のうち各項目区分ごとの2割を超えて変更する場合

2 知事は、規則第7条第2項の規定による承認を行う場合において、変更承認のみを行うときは変更決定通知書（第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に補助金交付申請取下書（第6号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

（状況報告）

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、状況報告書（第7号様式）によるものとする。

（事故報告）

第11条 規則第11条第2項の規定による知事への報告は、事故報告書（第8号様式）によるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から10日以内又は事業終了日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（第9号様式）に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 成果等報告書（第9号様式別紙1）
- (2) 収支計算書（第9号様式別紙2）
- (3) 事業に要した費用の請求書並びに領収書、帳簿、通帳、貸金台帳（代替人材を含む）等の写し
- (4) 商品、展示会等出展の様子がわかるもの（写真、パンフレット等）
- (5) 専門家謝金の根拠資料
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付請求は、補助金交付請求書（第11号様式）により行うものとする。

2 この補助金は、精算払により交付するものとする。

(事業状況報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施後も事業の継続に努めなければならない。

2 補助事業者は、実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年当該補助事業後の状況についての事業状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前項の事業状況報告書の提出は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年5月末までに行なわなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第16条 本事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その帰属先は、以下の項目を遵守することを条件に、原則として補助事業者とする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を当該事業年度又は事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等届出書（第13号様式）を知事に提出すること。
- (2) 知事が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、知事に対し、当該産業財産権等を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 当該産業財産権等を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合で、県が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 本事業の実施期中及び事業終了後5年以内に特許権等の移転、専用実施権の設定又は移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ県の承認を得ること。

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する実績報告に係る納入物の著作権は、ソフトウェア等の著作権を除きすべて県に帰属するものとする。

(収益納付)

第17条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業に基づく産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益があり納付額が生じたと認められるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を知事に納付させることができるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書（第14号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等の仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(証拠書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第20条 補助事業者は、この要綱に規定する申請、報告等に係る書類等の知事への提出は、受託者を經由してするものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

食のプレミアム商品開発支援事業 補助対象経費一覧

項目	種別	経費区分	補助額
専属人材にかかる経費	人件費	給与、諸手当、社会保険料、旅費（旅費に関する規程の整備があることが条件。以下同じ。）	補助対象経費の10分の7以内
		その他、専属人材にかかる経費として知事が特に必要と認める経費	
専門家等の招へいにかかる経費	事業費	専門家謝金（根拠資料の整備が必要）、専門家旅費	
		その他、専門家等の招へいにかかる経費として知事が特に必要と認める経費	
商品の開発・改良にかかる経費	事業費	旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原材料及び資材の購入に要する経費、当該機器・物品等のリースに要する経費、外注加工・検証等に要する経費、デザイン料	
		その他、商品の開発・改良にかかる経費として知事が特に必要と認める経費	
マーケティング・調査にかかる経費	事業費	旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、保険料、会議会場等借料、広告料（新聞広告は補助限度額50万円以内、テレビ放映料は対象外）	
		その他、マーケティング・調査にかかる経費として知事が特に必要と認める経費	
商談会への出展等、販路開拓・販路拡大にかかる経費	事業費	旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費（含展示物等の送料）、小間料、小間装飾料、借料・使用料（小間で使用する電気・ガス・水道料、機器・設備類等）、保険料、雑役務費、広告料（新聞広告は補助限度額50万円以内、テレビ放映料は対象外）、外注費（当該事業に係るWEBサイト作成・改修）	
		その他、商談会への出展等、販路開拓・販路拡大にかかる経費として知事が特に必要と認める経費	
※ 人件費以外の事業費は、事業費全体の50%までとすること。			

(対象外となる経費)

- ・ 海外での活動に係る経費
- ・ 国，県により別途，補助金，委託費，助成金等が支給されている事業の経費
- ・ 求職者から費用を徴収している事業の経費
- ・ 国や県，公共職業安定所，独立行政法人等雇用支援関連機関が実施する事業と対象者や内容が基本的に重複する事業のための経費
- ・ ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費，土地，建物等を取得するための経費）
- ・ 経営者及び従業員並びに非常勤職員などの既存の人件費
- ・ 役職員の飲食代
- ・ 用途の定まっていない活動に対する経費
- ・ 全部委託費
- ・ 住居手当，退職引当金等
- ・ 振込手数料，収入印紙代 など